

【A類疾病の定期接種・臨時接種】
予防接種健康被害救済制度 請求書類
（障害児養育年金、障害年金、障害（児養育）年金額変更）

■障害児養育年金、障害年金、障害（児養育）年金額変更の請求に必要なもの

請求書類等	障害児養育年金	障害年金	障害（児養育）年金額変更
請求書（様式 4）	●		
請求書（様式 5）		●	
請求書（様式 7）			●
診断書（様式 6）	●	● ※4	●
接種済証又は母子健康 手帳の写し	● ※1	● ※1	
診療録等の写し	● ※2	● ※2	● ※3
住民票の写し	● ※5		
保険証の写し等	● ※6		
※7 経過等記録書	●	●	●

※1 接種済証など受けた予防接種の種類及びその年月日を証する書類

※2 障害児又は障害者が予防接種法施行令別表第一、第二に定める障害の状態に該当するに至った年月日及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）

※3 施行令別表第一、第二に定める他の等級に該当するに至った年月日を証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）

※4 障害児養育年金の給付を受けている方が障害年金の申請を行う場合は 18 歳の誕生日以降に作成された診断書

※5 障害児の属する世帯全員の住民票の写し

※6 戸籍の謄本、抄本又は保険証の写し等の障害児を養育することを明らかにすることができる書類

※7 国への申請書類ではありませんが、健康被害の状況等を確認させていただくため、ご記入をお願いいたします。

■請求にあたっての留意点

- ・診断書の作成や診療録等の写しについて、**文書料等の費用**がかかる場合がありますが、請求者本人のご負担となります。（本救済制度の対象外となります。）
- ・上記書類は最低限必要とされるものであり、本市で開催する検討委員会や、厚生労働省にて開催される審査会において、確認のため**追加で資料の提出**を求める場合があります。
- ・ご請求いただいてから決定されるまで**1年以上**かかることもあり、また、**必ず認定**されるとは限りません。（否認の場合もあります。）

■予防接種法施行令別表第一、第二

別表第一（第十二条、第十五条関係） ※A類の障害児養育年金支給に係る障害の程度、障害状態の変更

等級	障害の状態
一級	一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの 二 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 四 両下肢の用を全く廃したもの 五 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 七 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 八 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級	一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 二 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のもの 三 平衡機能に著しい障害を有するもの 四 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 五 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 六 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 七 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第二（第十三条、第十五条、第二十一条、第二十二条関係）

※A類の障害年金支給に係る障害の程度、障害状態の変更

等級	障害の状態
一級	一 両眼の視力が〇・〇二以下のもの 二 両上肢の用を全く廃したもの 三 両下肢の用を全く廃したもの 四 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの 五 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 六 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級	一 両眼の視力が〇・〇四以下のもの 二 一眼の視力が〇・〇二以下で、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下のもの 三 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 四 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 五 一上肢の用を全く廃したもの 六 一下肢の用を全く廃したもの 七 体幹の機能に高度の障害を有するもの 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
三級	一 両眼の視力が〇・一以下のもの 二 両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のもの 三 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 四 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 五 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 六 体幹の機能に著しい障害を有するもの 七 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 八 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 九 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。